

消防の動き



2017
6
No.554

- 「消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会」報告書の概要
- 避難支援アプリの機能に関する検討会報告書・ガイドラインの概要
- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)に対する意見募集の結果の公示及び政令の公布



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

「消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会」報告書の概要…………… 4

特報2

避難支援アプリの機能に関する検討会報告書・ガイドラインの概要…………… 8

特報3

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（案）に対する意見募集の結果の公示及び政令の公布…………… 11

平成29年6月号 No.554

巻頭言 地域防災力の充実強化について（横浜市消防局長 坂野 満）

Report

「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン骨子」の概要……………	13
平成28年（1月～12月）における火災の概要（概数）……………	14

Topics

平成29年度消防研究センターの一般公開……………	16
平成29年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式の挙行……………	18
第1回予防業務優良事例表彰式の開催……………	20

緊急消防援助隊情報

首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランの見直し……………	21
------------------------------------	----

先進事例紹介

消防団マイスター制度について（愛知県 名古屋市消防局）……………	23
沖縄県消防指令センター整備の経緯と概要（沖縄県 沖縄県消防指令センター）……………	25

わたしじつは消防吏員

「生涯現役」（神奈川県 横浜市消防局 古林 裕之）……………	27
消防団と消防局をつないで大きな力に。（大分県 大分市消防局 大野 ひかる）……………	28

消防通信～望楼

札幌市消防局（北海道）／郡山地方広域消防組合（福島県）	
小松市消防本部（石川県）／湖南広域消防局（滋賀県）……………	29

消防大学校だより

平成29年度 講師派遣について……………	30
指揮隊長コース第17回、第18回の実施……………	31

報道発表

最近の報道発表（平成29年4月24日～平成29年5月23日）……………	32
-------------------------------------	----

通知等

最近の通知（平成29年4月24日～平成29年5月23日）……………	33
広報テーマ（6月・7月）……………	33

お知らせ

6月4日～10日は「危険物安全週間」……………	34
地震に対する日常の備え……………	35
全国防災・危機管理トップセミナーの開催のお知らせ……………	36



■ 表紙
本号掲載記事より

地域防災力の充実強化について



横浜市消防局長 坂野 満

平成23年3月に発生した東日本大震災から、はや6年が経過し、本市では「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定が大きな転機となり、消防団の充実・強化に向けた取組を強力に推進してきました。

まず、組織体制の強化として、平成27年度に消防局に消防団課を新設し、平成28年度に消防署に消防団係を新設して、消防団業務を強力に推進していくための体制を構築しました。あわせて、本市の20消防団の運営を幅広く支援していくため、各消防団の地域特性に応じた様々な活動や環境整備など、魅力ある消防団づくりや消防団員のモチベーションアップにつなげていくことを目的に、平成27年度から消防団活動充実強化費を創設しました。

次に、装備や施設の充実ですが、「消防団の装備の基準」の改正を受け、平成26年度に全消防団員分の耐切創性手袋や防塵眼鏡などを配備し、平成27年度には、救助活動に使用する油圧切断機やエンジンカッターなどを全分団に配備しました。さらに、各種資機材等を収納する器具置場は、面積の不足や老朽化などの課題を抱えており、それまで年間3棟程度であった建設棟数を拡充し、平成27年度に6棟、平成28年度以降は、12棟の建設予算を確保して、事業の加速化を図っています。

消防団員数については、本市も全国的な減少傾向と同様、消防団への加入促進は喫緊の課題でしたが、横浜スタジアムをはじめ、事業所や大学などに足を運びPR活動を行うなど、消防団や消防署が工夫を凝らした様々な取組を積極的に進めた結果、平成24年4月に7,022名（充足率84.6%）であった消防団員数が、平成29年3月には7,780名（充足率93.7%）となり、5年間で758名の増員を図ることが出来ました。これは、消防団と消防署・消防局が一丸となって、たゆまぬ努力で取り組んだことが、顕著な成果として実を結んだものと考えています。今年度は、平成9年度に女性消防団員の採用が始まってから20年目となる節目の年であり、より一層、消防団の充実・強化に向けた取組を進めていきます。

一方、昨年4月1日に、市内唯一の体験型防災学習施設としてリニューアルオープンした横浜市民防災センターは、昨年度12万2千人を超える方々に御来場いただきました。今年度も、地震や風水害などの自然災害や火災に対して、より多くの方に楽しく学び備えていただけるよう、本市における自助・共助推進の中核施設としての充実を目指します。

いつ発生するか分からない自然災害に対し、自助、共助の考えに基づき市民一人ひとりの減災意識を高め、地域が協力し合うことは、大規模災害時の被害軽減に大きな力となるとともに、公助の担い手である消防団と消防隊が、顔の見える関係を築き、連携を強化することで、大規模災害が発生した際、十分な災害対応力を発揮できます。

自助、共助、公助が三位一体で機能する取組を推進し、住む人、訪れる人が「安全・安心を実感できる防災都市ヨコハマ」の実現を目指していきます。



<消防団員による一斉放水>



<横浜市民防災センター>



「消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会」報告書の概要

消防・救急課

1 はじめに

火災現場において消火活動を行う消防隊員の安全を確保するため、各消防本部では、様々な対策を講じていますが、そのなかでも消防隊員が着装する消防隊員用個人防火装備（以下「個人防火装備」という。）には特に高い安全性が求められます。

より安全性の高い消火活動に寄与するため、平成23年5月に、火災発生建物へ進入して活動する消防吏員の個人防火装備を対象に、個人防火装備に求められる機能及び性能並びにその試験方法等について検討が行われ、その結果を踏まえて、消防庁より個人防火装備のガイドライン（以下「前回ガイドライン」という。）を示しました。

今回、ISO（国際標準化機構）において個人防火装備の規格が見直されたことに加えて、今までISOで規格化されていなかった防火帽及び防火フードが新たに項目化されたことを踏まえ、更なる安全性を確保することを目的に、個人防火装備に求められる機能及び性能並びにその試験方法等について消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会（以下「見直し検討会」という。）を行いました。

「消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会」開催状況

開催日	見直し検討会の内容
第1回 平成28年4月26日	前回ガイドラインの内容について
第2回 7月28日	概要、論点整理、ガイドラインの位置付けについて
第3回 9月14日	ガイドラインの見直し検討（前回ガイドライン、ISO規格、新ガイドライン(案)の比較）
第4回 10月31日	ガイドラインの見直し検討（前回ガイドライン、ISO規格、新ガイドライン(案)の比較）
第5回 11月30日	報告書案について

2 見直し検討会の概要

1 検討の目的等

(1) 検討目的及び適用の対象

火災発生建物へ進入する可能性のある消防吏員を対象としており、より安全に消火活動を行うための個人防火装備に求められる機能について、一定の性能等を示すことを目的として検討した。

なお、本ガイドラインにおける対象の個人防火装備は、防火服、防火手袋、防火靴、防火帽及び防火フードとしており、今回、防火フードを新たな対象として加えた。

(2) ガイドラインの範囲

耐炎性、耐熱性等の熱防護性を中心に、快適性、運動性等の機能について消火活動を実施する上で安全上必要と思われる一定の性能及びその試験方法である。また、安全な着装方法など個人防火装備の基本事項及び個人防火装備のメンテナンスなど取扱い上の注意事項も含む。

(3) 基本的な考え方

前回ガイドラインを制定するに当たっては、当時防火服についてはISO 11613：1999が定める規格があったため、国内の防火服もその規格に準じ、かつ日本独自の性能を加えたものを採用してきた。しかし、防火服以外のその他の個人防火装備にも規格を定めるべきとの考えから、ISO11999という新規格が10項目にわたって設けられ、平成27年6月から順次出版されている。

このことから、本ガイドラインにおける対象の個人防火装備については、ISO 11999の基準、日本国内法、国内規格及び過去の研究論文等を基礎に求められる性能を示している。

2 個人防火装備の性能

(1) 防火服

① 防火服に求められる性能等

- ア) ISO規格を基礎とし、消火活動を実施する上で必要な耐熱性能等の一定の性能を示す。
- イ) 原則として、上衣とズボンで構成されたセパレート型とする。
- ウ) 原則として、防火服単体で性能試験に合格すること。
- エ) 防火服に求められる主な性能については次のとおり。

- ・耐炎・耐熱性能
- ・引張抵抗、引裂抵抗等の機械的強度性能
- ・液体化学薬品浸透性等の耐化学薬品性能
- ・全熱損失、生地質量などの快適性能及び運動性能
- ・耐水性、耐電性その他の性能

② 見直した主な項目

- ア) 防水性能の耐吸水性試験
濡れると水を含んで重くなり、また透湿度も低下し、消防隊員の活動に影響を与えることから、必要な性能として取り入れた。
- イ) 金属類等の腐食抵抗試験
錆等により、緊急時に防火服を脱衣できなくなることを防止するよう、防火服を構成するファスナーなど全ての金属類等の耐食性を測定することを必要な性能として取り入れた。
- ウ) 高視認性素材の耐炎性試験
防火服の視認性を向上させるための高視認性素材についても、防火服と同じ耐炎性能を必要な性能として取り入れた。
- エ) リストレット耐炎性試験
リストレットは、手首の保護及び炎や熱の進入を防止するために施された加工部分であり防火服を構成する一部であることから、耐炎性能を必要な性能として取り入れた。

(2) 防火手袋

① 防火手袋に求められる性能等

- ア) 防火手袋は、手背側、手掌側とも防火服と同様の耐炎性及び耐熱性能を有し、手掌には滑

り止め措置すること。

- イ) 防火手袋に求められる主な性能については次のとおり。

- ・耐炎性、耐熱性能等の炎や熱に対する防護性能
- ・引裂抵抗、耐摩耗性等の機械的強度性能
- ・手先器用さ等の人間工学的性能
- ・耐水性能等

日本の消防活動においては、ロープワークが必要不可欠であるため、特に手掌側には人間工学的性能が求められる。

② 見直した主な項目

ア) 耐炎・耐熱性能試験

前回ガイドラインでは、消防隊員の活動性を重視し、手背側と手掌側の試験基準が異なっていたが、消防隊員の安全性を向上させるため、手背側と手掌側の試験基準を統一することを、必要な性能として取り入れた。

イ) 耐水性試験

消火活動時に熱水が染み込むことによる、消防隊員の火傷を防ぐことを目的に、必要な性能として取り入れた。

(3) 防火靴

① 防火靴に求められる性能等

- ア) 防火靴は、踏抜き防止のため、表底と中底の間に踏抜き防止板を入れる。また、つま先には先芯を設け、重量物の落下等からつま先を保護する。

- イ) 防火靴に求められる主な性能については次のとおり。

- ・耐炎性、耐熱性等の炎や熱に対する防護性能
- ・重量物の落下に対する耐衝撃性、重量物の圧迫に対する耐圧迫性等の機械的強度性能
- ・可燃性ガス又は蒸気等が発生している場所等で活動する場合における静電気による着火危険を排除するための静電気帯電防止性能

② 見直した主な項目

耐滑性試験

消防隊員の転倒からの負傷を防ぐことを目的に必要な性能として取り入れた。

(4) 防火帽

① 防火帽に求められる性能等

- ア) 防火帽の構成は、本体（帽体、装着体及びあごひも）、フェースシールド及びしころとし、原則として頭部及び頸部を覆うことができるものとする。
- イ) 防火帽に求められる主な性能については次のとおり。

〈帽体〉

- ・耐炎性、耐熱性等の炎や熱に対する防護性能
- ・上方からの落下物又は飛来物に対する衝撃吸収性及び耐貫通性能
- ・高所から墜落した際に頭部への衝撃を防止又は軽減するための機械的強度性能

〈フェースシールド〉

- ・耐炎性、耐熱性等の炎や熱に対する防護性能
- ・消防隊員の視界の確保及び顔面の保護性能
- ・破損した場合であっても飛散しない措置がされていること

〈あごひも〉

- ・耐炎性、耐熱性等の炎や熱に対する防護性能
- ・防火帽の頭部保持としての機械的強度

〈しころ〉

- ・耐炎性、耐熱性等の炎や熱に対する防護性能
- ・消防隊員の顔面及び頸部を保護することができること

② 見直した主な項目

ア) 衝撃吸収性試験

前回ガイドラインでは、頭頂部のみの試験であったが、消防隊員の安全性を向上させるため、4箇所（前頭部、後頭部、右側頭部、左側頭部）の試験を追加した。

イ) 保持装置（あごひも）強さ

防火帽の保持装置（あごひも）について、一定の荷重が加わった時に、防火帽から保持装置が離脱しないよう、必要な性能として取り入れた。

(5) 防火フード

① 防火フードに求められる性能等

- ア) 頭部と頸部の露出部を保護する繊維素材から構成する。
- イ) 防火服、防火帽、フェースシールド、しころ等により、頭部及び頸部全体を隙間なく覆う場合には、しころに加えて防火フードを必須とはしない。ただし、防火フードを着用することにより、消防隊員の活動における安全性は増すことから、各本部において導入される場合の基準を示すこととする。
- ウ) 頭部と頸部の露出部を保護するため、新たに対象として追加（耐炎耐熱性能等）した。
- エ) 防火フードに求められる主な性能については次のとおり。
 - ・耐炎性、耐熱性等の炎や熱に対する防護性能
 - ・放射熱を受けた後であっても、繊維や縫糸が破裂強さ等の機械的強度
 - ・着脱による伸縮を担保する寸法変化性能

3 個人防火装備の性能

(1) 個人防火装備の着装等

正しい着装は、装備の効果を十分に発揮するために必要なものである。着装時に注意すべき点としては、各部位を保護する個人防火装備を相互に可能な限り重ね合わせ、肌を露出させないようにする工夫が必要である。（図参照）

また、防火服の着装は下着、活動服、防火服の組合せである。重ね着による一枚一枚の生地間に設けられる空気層は、断熱効果を上げ、熱傷を受ける時間を遅らせる機能を有しているため、消防隊員個々の完全着装の徹底が求められる。

（図） 個人防火装備の重ねる場所



(2) 活動時の熱環境及び身体的負荷

消防隊員が受ける熱的な環境は、火災現場ごとに異なるため、危険を排除又は低減できる性能を持つ防火装備を選択することに配慮する必要がある。ヒートストレスは、高温多湿の環境下で起こりやすく、それを避けるためには、着用者は十分な体調管理と水分補給を心掛け、防火服や装備品を締め付けすぎることなく、動きに余裕を持たせることが有効である。また、大量発汗を伴う疲労や動作の緩慢が発生した場合は、活動を休止し、防火服内部の換気及び冷却を行いながら、医療関係部門の支援を受けることも大切である。

(3) 個人防火装備の取扱い

個人防火装備の寸法は生理機能、運動機能及び熱防護機能に影響を及ぼすため、寸法を決定するときは試着を必ず実施するとともに、購入担当者と供給業者の間で、十分な議論を実施することが必要である。

(4) ラベル表示

ラベルを衣服の外側につけた場合に限り、防火服と同様の耐炎性試験をしなければならない。また、個人防火装備の各用具には、最低1.5mmの高さの文字で名称、商標又は製造会社、製造会社の型式番号及びサイズについて、プリントされたラベルを恒久的、明確に付けなければならない。

(5) 個人防火装備に係る前処理の方法

個人防火装備については、各試験項目において、洗濯前、洗濯後、洗濯前後という表記があり、その前処理の方法について、本ガイドラインにおいて示した。

《参考》コンパチビリティ（適合性）について

火災における屋内進入時に、高水準の熱と火炎のリスクにさらされている消防隊員に用いられる個人防火装備一式のためのコンパチビリティの項目を紹介した。健康と安全への複数のリスクが存在する火災現場においては、コンパチビリティが重要であり、危険又はリスクの懸念に対し効果を発揮し続ける個人防火装備の複数の装備を着用又は使用することが必要である。

3 おわりに

消防庁では、本報告書を踏まえ「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」を改定し、各都道府県に通知しました。

消防本部においては、個人防火装備を調達される際には、本ガイドラインを参考にされ、その仕様について十分な検討を行っていただき、消防隊員の安全性の向上につながるのと同時に、ひいては住民の安全の確保に貢献することを期待しています。

検討会報告書及び本ガイドラインは、消防庁のホームページからダウンロード可能ですので、御活用ください。

○消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会報告書

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h28/kojinboukasoubi_guideline/index.html

○消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/t_index.html

問合わせ先

消防庁消防・救急課 警防係 馬場
TEL: 03-5253-7522

避難支援アプリの機能に関する検討会 報告書・ガイドラインの概要

防災情報室

1 はじめに

地理に不案内な来訪者等に対し、災害時に適切な避難行動を支援できる「避難支援アプリ」の全国的な普及・整備に向けて、避難支援アプリに必要な機能と防災情報（データ）について検討するとともに、アプリ作成時における推奨事項と留意点を整理した「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を作成することを目的として、「避難支援アプリの機能に関する検討会」を開催しました（図1参照）。

このたび、検討結果を踏まえ、報告書・ガイドラインを取りまとめましたので、その概要を紹介いたします。

2 検討の範囲

大規模地震による津波災害を想定し、地理に不案内な来訪者が携帯端末（スマートフォン）を利用して徒歩による避難をするための避難支援アプリについて検討しました。

本報告書では、全国利用を考慮した基本機能を実現するために必要な機能を整理しました。

また、避難支援アプリの作成に利用可能な防災情報についても整理しました（図2参照）。

3 避難支援アプリで実現する機能と活用する防災情報

地震発生から津波到達時間までの時間軸に沿って、避難支援アプリの動作概要、避難支援アプリが提供する機能とその機能を実現させるために必要となる防災情報を検討しました（図3参照）。

4 避難支援アプリ作成に係る推奨事項・留意点

避難支援アプリ作成に係る推奨事項・留意点として、

- ① 避難支援アプリの起動
 - ② 現在地（位置情報）の取得と表示
 - ③ 標高の取得と表示
 - ④ 津波浸水想定を表示
 - ⑤ 指定緊急避難場所の表示
- について検討しました（図4参照）。

5 おわりに

防災情報を提供するアプリを始め災害時の被害推計や被害予測の結果を電子地図に表示するためには、津波浸水想定など地方公共団体が整備する各種防災情報（データ）の整備・公開が必要です。

今後、消防庁としては、関係省庁と連携してデータの整備を図っていくこととしており、都道府県および市町村に対し、必要なデータを提供していただくよう協力をお願いしたところです。

スマートフォン端末の技術的進歩や防災データの整備状況は日々変化しており、本報告書やガイドラインについても、必要に応じて見直しを検討していくこととしています。

最後に、本報告書及びガイドラインの全文は、以下の消防庁ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h28/hinanshien_appli/index.html

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526



図1

避難支援アプリの機能に関する検討会報告書（概要）

①

1 趣旨・目的

本検討会では、特に地理に不案内な来訪者や旅行者等に対し、災害時に適切な避難行動を支援できる「避難支援アプリ」の実現に向けて、避難支援アプリに必要な機能を整理するとともに、それらの機能を実現するために必要な防災情報に対する要求と仕様を明確化することにより、避難支援アプリ開発の全国的な推進を図ることを目的として検討を行った。検討会では、災害事象として津波災害時を想定し、避難支援アプリで実現する機能と必要な防災情報(データ)について整理し、アプリ作成時における推奨事項や留意点などを取りまとめた「避難支援アプリの作成等に関するガイドライン」を作成した。

2 主な検討項目

- (1) 避難支援アプリで実現する機能
- (2) 避難支援アプリで活用する防災情報
- (3) 避難支援アプリの利用に関する留意点

避難支援アプリの作成等に関する検討会報告書、ガイドライン

3 検討会の経過

- 第1回検討会 平成 28年 12月16日
- 第2回検討会 平成 29年 2月 3日
- 第3回検討会 平成 29年 3月 3日

4 検討会委員

避難支援アプリの機能に関する検討会委員名簿(◎:座長、○:座長代理)

- ◎ 吉井 博明 東京経済大学 名誉教授
- 中村 功 東洋大学 社会学部 教授
- 今村 文彦 東北大学 災害科学国際研究所 所長
- 大木 章一 国土交通省 国土地理院 応用地理部長
- 大槻 昌弘 株式会社NTTドコモ ソリューションサービス部 端末イノベーション担当部長
- 小貫 和昭 神奈川県横須賀市 危機管理課長(次長)
- 亀井 純 宮城県松島町 総務課長
- 川村 一郎 一般財団法人マルチメディア振興センター プロジェクト企画部長
- 下村 博之 株式会社パスコ 中央技術部 技術センター 副センター長
- 畠 良 ヤフー株式会社 コーポレート統括本部 政策企画本部 政策企画室 マネージャー
- 日置 和宏 三重県伊勢市 危機管理課長
- 東出 成記 国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 大規模地震対策推進室長
- 廣瀬 昌由 内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)

図2

避難支援アプリの機能に関する検討会報告書（概要）

②

5 検討範囲

- (1) 想定する自然災害
 - ・大規模地震による津波災害
- (2) 避難支援アプリの主な利用者
 - ・地理に不案内な来訪者で徒歩による避難を選択する者
 - ・避難の判断に携帯端末(スマートフォン)の情報を参考とする者
- (3) 避難支援アプリの利用シーン
 - ・津波からの緊急避難を想定(津波の危険から緊急的に逃れるまでの間を想定)
- (4) 報告書・ガイドラインの利用者
 - ・避難支援アプリ開発事業者
 - ・避難支援アプリ発注者
 - ・データ整備主体(国・沿岸地方公共団体)
 - ・避難支援アプリ利用者

6 避難支援アプリに必要な機能と開発段階の設定

状況	取り巻く環境の変化 (データの整備、アプリ端末の高度化、位置特定精度の向上 など)	
	第一段階:基本機能の実現 (全国利用を考慮した開発)	第二段階:拡張機能の実現 (地域特性を考慮した開発)
開発	現状、データ整備や技術面において実現の可能性が高い機能	今後、データ整備や技術的進歩等により実現が望まれる機能
	<ul style="list-style-type: none"> (1) ブッシュ通知される津波情報の受信 (2) 利用者にアプリ起動を促すためのアラート (3) 利用者の現在地と現在地における危険性を表示 (4) 現在地と避難先の位置関係、避難先の情報を表示 (5) 避難支援アプリで提供する情報と機能の解説 	<ul style="list-style-type: none"> (7) 地方公共団体等が所有する高精度な地図等を用いて算出した詳細な標高表示 (4) 市町村が独自に作成した津波浸水想定による危険性表示 (7) 適切な避難先の案内表示 (1) 動的に変化する防災情報のリアルタイム表示
実現機能	<ul style="list-style-type: none"> (1) 操作の簡便化・視認性の向上 (2) 地図リテラシー面での配慮 	<ul style="list-style-type: none"> (3) 通信障害時の対応 (4) 外国人利用者への配慮
	ガイドラインは、第一段階を対象として整備	

7 避難支援アプリで利用可能な防災情報

- (1) 気象庁から発表される「津波警報・注意報・津波情報」(警報種別、津波予想高、到達予想時刻等)情報
- (2) 都道府県が設定する「津波浸水想定」(津波浸水の区域及び水深)情報
- (3) 市町村が指定する「指定緊急避難場所(津波)」情報
- (4) 国土地理院が整備する「基盤地図情報」(背景地図、数値標高モデル等)情報
- (5) 現在地情報(位置情報、標高等)



図3

避難支援アプリの機能に関する検討会報告書（概要）

③

8 避難支援アプリで実現する機能と活用する防災情報【第一段階】

時間軸	
地震発生	情報の受信 1. プッシュ通知される津波情報の受信機能 (1)地震発生時に発信される津波警報等をアプリで受信 【情報提供機関と活用する防災情報等】 ①気象庁：津波警報等(大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報)
▼	アプリの起動 2. 利用者にアプリ起動を促すためのアラート機能 (1)防災情報を受信した際、警報音や振動などにより利用者に防災情報の着信を通知 (2)防災情報を受信した際、待ち受け画面にダイアログ(メッセージ)をプッシュ通知
▼	現在地の状況把握 3. 利用者の現在地を表示する機能、現在地における危険性を表示する機能 (1)位置情報サービスにより利用者の現在地を地図上に表示 (2)地震発生時に発信された津波警報等(警報種別、対象地域等)を表示 (3)現在地の標高を表示 (4)現在地周辺の津波浸水想定情報を地図上に表示 【情報発信元と活用する防災情報等】 ①国土地理院：背景地図(電子国土基本図、基盤地図情報) ②気象庁：津波警報等(警報種別、対象地域等) ③国土地理院：現在地標高(数値標高モデル5mメッシュ、数値標高モデル10mメッシュ) ④国土交通省：津波浸水想定(区域、浸水深・浸水深区分) ※アプリでのデータ利用は整備者である都道府県の許可が必要
▼	避難の判断 4. 現在地と避難先の位置関係を表示する機能、避難先の情報を表示する機能 (1)避難先と現在地の位置関係を表示、避難先の情報を表示 (避難先:津波浸水想定区域外、指定緊急避難場所、標高の高い場所) 【情報発信元と活用する防災情報等】 ①国土交通省：津波浸水想定(区域、浸水深・浸水深区分) ※都道府県整備情報 ②国土地理院：周辺標高(数値標高モデル5mメッシュ、数値標高モデル10mメッシュ) ③国土地理院：指定緊急避難場所 ※市町村提供情報
▼	避難先の確認 5. 避難支援アプリで提供する情報と機能の解説機能 (1)提供する防災情報について解説 (2)地図データの情報について解説
▼	避難先の選択
▼	津波到達 避難先へ移動
その他機能	

【大津波警報】伊勢・三河湾
 常津警察署
 現在地の標高 2.3m
 アプリイメージ(基本画面)

図4

避難支援アプリの機能に関する検討会報告書（概要）

④

9 避難支援アプリ作成に係る推奨事項・留意点

<p>(1) 避難支援アプリの起動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプリ利用者が位置情報サービス機能をオンにするように表示画面で促す必要がある。 ・事前に設定した対象地域を判定することにより、アプリ利用者が必要とする対象地域での避難支援アプリの自動起動を推奨する。 <p>(2) 現在地(位置情報)の取得と表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置情報の精度が環境により低下することを利用者へ周知する。 ・現在地を表示する際、現在地におけるおおよその精度を同心円として表示することなど分かりやすく表現することを推奨する。 <p>(3) 標高の取得と表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプリ利用者の周辺の標高を表示して、より高い場所(高台)へ分かりやすく、迅速に避難するように促す仕様とすることを推奨する。 ・標高データは、より精度が高いデータを利用することを推奨する。現時点では、国土地理院が公表する標高情報(数値標高モデル)を採用することを推奨する。 ・利用する標高データの精度を利用者に分かりやすく表示することを推奨する。 <p>(4) 津波浸水想定を表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国において、都道府県が作成する津波浸水想定データの継続的に収集するとともに、都道府県からまとめて利用許諾を得るなどシームレスなオープンデータ化を進めていくことが望ましい。 ・津波浸水想定データの整備に当たっては、国の定める手引きに沿って津波浸水深等の表現を統一していくことが望ましい。 ・避難支援アプリでは、都道府県が整備する津波浸水想定データ又は将来的に国において利用許諾等の整理がなされた「重ねるハザードマップ」の津波浸水想定データを避難支援アプリで採用することを推奨する。 	<p>(5) 指定緊急避難場所の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が適切な避難先の判断ができるよう市町村の指定緊急避難場所の指定を一層進めていく必要がある。 ・避難支援アプリでは、警報種別に応じて下記のように津波災害時に利用できる指定緊急避難場所(津波)を表示することを推奨する。 ア)大津波警報・津波警報：画面上に指定緊急避難場所(津波)を表示。 イ)津波注意報：画面上に原則として指定緊急避難場所(津波)を表示しない。
<p>10 適切な避難の実現に向けて検討すべき機能</p> <p>(1) 操作の簡便化・視認性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報種別に応じた画面デザインの表現手法 ・ARを活用した津波浸水の危険性の表示 <p>(2) 通信障害時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信障害時の表示、周辺の地図データ等をキャッシュ <p>(3) 外国人利用者への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直感的な認識が可能なピクトグラム等による地図表現 ・利用頻度が高い用語の統一した多言語化対応 	
<p>11 今後の取組</p> <p>(1) アプリに必要な防災データの整備促進</p> <p>(2) 技術の進展やデータ整備に伴うガイドラインの見直し</p> <p>(3) アプリのダウンロードの促進</p> <p>(4) 平常時利用への取組</p> <p>(5) 他の災害事象への対応等</p>	

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)に対する意見募集の結果の公示及び政令の公布

地域防災室

1 非常勤消防団員等に係る損害補償について

非常勤の消防団員は、日常的には各自の職業に従事しながら、火災・風水害等の災害が発生した場合には、消火・人命救助といった職務に従事することとなります。消防団員が危険に直面しても後顧の憂なく十分に活動できる体制を整備するため、消防団員の公務上の損害については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条において、損害を受けた消防団員又はその者の遺族に対し、市町村が、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準に定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）で定める基準に従い、条例で定めるところにより補償しなければならないこととされています。

また、消防作業に従事し、又は救急業務に協力した一般民間人が公務上の災害により受けた損害等については消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3により、水防団員等が公務上の災害により受けた損害等については水防法第6条の2により、非常勤の消防団員と同様にその補償について規定されています。

2 損害補償に係る補償基礎額について

基準政令で定める損害補償の支給額については、一部の補償を除き、基準政令別表に定める補償基礎額を基礎とし、これに一定の割合又は日数を乗じて算定されるよう定められています。この補償基礎額は、常勤の公務員

等の公務上の損害補償について定めた国家公務員災害補償法（昭和26年6月2日法律第191号）及び地方公務員災害補償法の「平均給与額」に相当するものですが、「平均給与額」が本来常勤職員の日分の給与を示すものであるのに対し、「補償基礎額」は、消防団員のその職務の報酬が対価としての意味を持ち得ないこと、消防団員が一般地域住民から構成され、その収入や日額も千差万別であることから、常勤職員のように平均給与額を算出することが困難であるため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定されている俸給額を日額換算した額をもって、いわゆる「日当」に相当する額として擬制したものとされています。

また、基準政令第2条第3項の各号に掲げる者で、災害発生日において他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者がある場合には、補償基礎額に一定の金額を加算することとされていますが、この額は、給与法に定められている扶養手当支給額を日額換算（扶養手当支給額を30で除し、1円未満を四捨五入したもの）となっています。

・補償基礎額（基準政令第2条第2項第1号、別表）

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長・副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長・副分団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長・班長・団員	8,800円	9,700円	10,600円



・改正前の扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額（基準政令第2条第3項）

政令における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	配偶者以外の扶養親族			
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
加算額	433円	217円			
配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る）	—	367円			

3 政令改正の内容

平成28年8月8日、人事院が一般職の国家公務員の給与改定について国会及び内閣に対し勧告・意見を申し出、政府は、人事院勧告・意見どおりの実施を閣議決定しました。これを受けて平成28年11月24日に給与法が改正されたことに伴い、平成29年度の扶養手当支給額が改定されることとなりました。上述のとおり、基準政令第2条第3項で定められている、扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額は、給与法の扶養手当支給額を日額換算したものであることから、給与法における扶養手当支給額の改定を受け、下表のとおり改定することとなりました。

4 政令(案)に対する意見募集及び政令の公布について

消防庁では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(案)の内容について、平成29年2月9日から平成29年3月10日までの間、国民の皆様から広く意見募集を実施しました。その結果、意見の提出はありませんでした。

意見公募の結果も踏まえ、平成29年3月29日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令を公布しました。

政令における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
平成28年度以前	加算額	433円	217円	217円		
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る）	—	367円	367円		
平成29年度	加算額	333円	267円	217円		
	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る）	—	333円	—		
	配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る）	—	—	300円		

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室 森課長補佐・古内
TEL: 03-5253-7561

「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン骨子」の概要

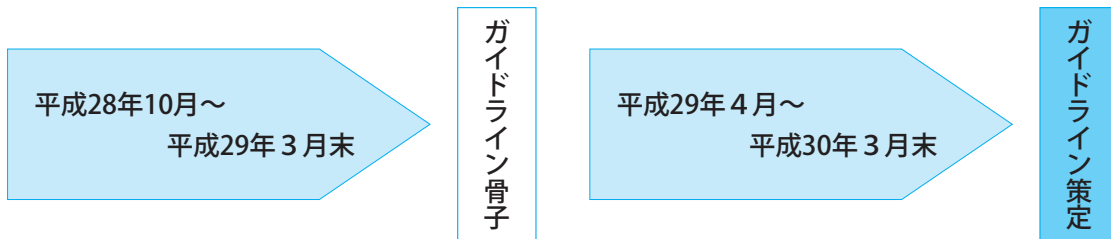
予防課

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるに当たり、多数の外国人来訪者等が駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどを利用することが想定されることを踏まえ、「外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方等に関する検討部会」において、外国人来訪者等に配慮した災害情報の伝達や避難誘導の方策等について検討を行っているところです。

今般、当該検討部会において、「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン骨子」を取りまとめました。

検討部会を継続開催し、平成30年3月末までにガイドラインを策定する予定です。

【検討スケジュール】



外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン骨子	
■ 背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるに当たり、多数の外国人来訪者等が駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどを利用することが想定される。 ○ これらの施設で、スマートフォンアプリ等を活用する方策などにより、外国人来訪者等に配慮した災害情報の伝達や避難誘導が効果的に行われるよう、ガイドラインの策定に向けて検討を行っているところ。 ➢ 当該ガイドラインの構成や方向性等を示す「ガイドライン骨子」を取りまとめ（平成29年3月）。
■ ガイドライン（骨子）の対象	⇒ ①駅・空港、②競技場、③旅館・ホテル等を対象として、実情等に応じた火災又は地震発生時の効果的な対策を推進。
■ ガイドライン（骨子）の主な内容	<p>1 外国人来訪者等のニーズ等や施設の特徴を踏まえた情報伝達・避難誘導の基本的な考え方（考慮することが望ましいニーズ等）</p> <p>2 外国人来訪者等に配慮した情報伝達・避難誘導の方策の例（スマートフォンアプリ等の活用例）</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>現状の災害情報の伝達や避難誘導は、主に日本語音声によるもの。</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: center;">➔</div> <div style="flex: 2;"> <p>外国人来訪者等のスマートフォンに専用アプリをインストールすることにより、当該スマートフォンに災害情報等を多言語（母国語）で表示することが可能に。</p> </div> </div> <p>3 施設の防火・防災対策に関する情報を施設利用者等へ周知する方策</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>現状の消火器設置場所等の標識は、主に日本語で表示。</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: center;">➔</div> <div style="flex: 2;"> <p>外国人来訪者等にも分かりやすいピクトグラム（案内図記号）の活用。</p> <p>消火器のピクトグラム (JIS Z8210)</p> </div> </div>
■ 今後の取組み	⇒ 外国人来訪者等に配慮した情報伝達・避難誘導について、具体的なメッセージや施設従業員等に対する教育・訓練プログラムなどを検討し、平成30年3月末までにガイドラインを策定する予定。

【参照】「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン骨子」(全文)
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h28/gaikoku_hinan/guide/guide.pdf

問い合わせ先

消防庁予防課 四維、桐原
 TEL: 03-5253-7523

平成28年(1月～12月) における火災の概要 (概数)

防災情報室

1 総出火件数は、36,773件、前年同期より 2,338件の減少

平成28年(1月～12月)における総出火件数は、36,773件で、前年同期より2,338件減少(-6.0%)しています。これは、おおよそ1日あたり100件、14分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

平成28年(1月～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	20,964	57.0%	▲ 1,233	-5.6%
車両火災	4,041	11.0%	▲ 147	-3.5%
林野火災	1,029	2.8%	▲ 77	-7.0%
船舶火災	71	0.2%	▲ 26	-26.8%
航空機火災	3	0.0%	▲ 4	-57.1%
その他火災	10,665	29.0%	▲ 851	-7.4%
総火災件数	36,773	100%	▲ 2,338	-6.0%

2 総死者数は、1,445人、前年同期より 118人の減少

火災による総死者数は、1,445人で、前年同期より118人減少(-7.5%)しています。

また、火災による負傷者は、5,859人で、前年同期より450人減少(-7.1%)しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を 除く。)数は、879人、前年同期より 35人の減少

建物火災における死者1,112人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、981人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、879人で、前年同期より35人減少(-3.8%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、88.2%で、出火件数の割合54.0%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を 除く。)の約7割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)879人のうち、65歳以上の高齢者は612人(69.6%)で、前年同期より1人増加(+0.2%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ433人(44人の減・-9.2%)、着衣着火35人(5人の減・-12.5%)、出火後再進入14人(3人の減・-17.6%)、その他397人(17人の増・4.5%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「放火」、続いて 「たばこ」

総出火件数の36,773件を出火原因別にみると、「放火」3,563件(9.7%)、「たばこ」3,473件(9.4%)、「こんろ」3,122件(8.5%)、「放火の疑い」2,210件(6.0%)、「たき火」2,108件(5.7%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取組み

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき全ての市町村において義務化されました。

消防庁では、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成28年度は全国4か所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会を捉え、報道機関や消防機関等と連携し、特に住宅用火災警報器の点検・交換などの維持管理の重要性について普及啓発活動を行ったほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

また、全国の消防本部等においても、「住宅用火災警報器設置対策会議」において決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を踏まえ、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して設置の徹底及び維持管理の促進のための各種取組を展開しています。

7 放火火災防止への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、5,773件、総火災件数の15.7%を占めています。

消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL: http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取組を継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

8 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、1,029件で、前年より77件減少(-7.0%)し、延べ焼損面積は約384haで、前年同期より約154ha減少(-28.6%)しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成28年は「誓います 森の安全 火の始末」という統一標語の下、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼び掛けました。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526

平成29年度消防研究センターの一般公開

消防研究センター

東京都調布市の同じキャンパス内に位置する消防研究センター、消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターの消防関係4機関が共同で、4月21日（金）に一般公開を開催しました。この一般公開は、例年、科学技術週間（4月18日の発明の日を含む週）に、日頃行っている研究開発や毎日の防火安全につながる体験コーナーを紹介しているものです。

本年度も、26項目にわたる展示、うち10項目については燃焼実験などの実演を行い、地域の一般住民に加え、消防職員や防災関係企業など、722人の来訪者を迎えることができました。以下で、主な実演展示の様子を紹介します。

石油コンビナート施設などでは、大規模な火災・爆発事故が発生した際に、消防隊員が災害現場に近づけない場合が想定されます。そのような災害現場において、消防隊員が安全な場所からの情報収集、放水等が可能な消防ロボットの試作機を展示しました（写真1）。



写真1 地上走行型の偵察ロボットの展示

火災の延焼拡大要因のひとつである火の粉について、火の粉発生装置を用いて、有風下で火の粉を飛散させ、着火する様子の実演（写真2）を行いました。



写真2 火の粉の加害性の実演
（中央上に伸びている縦のパイプが火の粉発生装置）

東日本大震災の課題を踏まえた、がれきや海水で立ち入りが困難な津波被害現場での消火・人命救助を行う消防車両の実演（写真3）を行いました。



写真3 津波被害現場用の消防車両の実演

直径1mの容器を用い、軽油を燃料として、燃える油が飛び散る燃焼現象（ボイルオーバー）を再現する実験（写真4）を行いました。



写真4 軽油の燃焼性状実験

泡消火のメカニズムを、燃焼状況がタンクの底や側面から観察可能な実験用小規模タンクでの実演を交えて紹介しました（写真5）。



写真5 石油タンク火災の泡消火技術の実演

来年度も、平成30年4月の科学技術週間に合わせて、一般公開を開催する予定です。開催の詳細については、消防研究センターのホームページ（<http://nrifd.fdma.go.jp/>）をご確認ください。

問合わせ先

消防庁消防研究センター
TEL: 0422-44-8331（代表）

平成29年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式の挙行

総務課

【第28回危険業務従事者叙勲】

第28回危険業務従事者叙勲が4月29日付で発令され、全国の3,621名に授与されました。

そのうち、消防職員として危険性の高い業務に精励し、社会公共の福祉の増進に寄与された652名が受章し、伝達式を5月10日、5月11日の2回に分けて総務省講堂において開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

第28回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章・・・357名
瑞宝単光章・・・295名
合計・・・652名

【平成29年春の叙勲】

平成29年春の叙勲が4月29日付で発令され、全国の4,080名に授与されました。

そのうち、消防関係では永年にわたり国民の生命等を火災等の災害から防御し、消防力の充実強化に尽力された606名が受章し、5月15日、ニッショーホールにおいて伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

平成29年春の叙勲

旭日小綬章・・・1名
瑞宝小綬章・・・19名
旭日双光章・・・3名
瑞宝双光章・・・110名
瑞宝単光章・・・473名
合計・・・606名



危険業務従事者叙勲伝達式（1回目）の様子



高市大臣による式辞（危険業務従事者伝達式（1回目））



高市大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達（危険業務従事者叙勲伝達式（1回目））

【平成29年春の褒章】

平成29年春の褒章が4月29日付で発令され、全国の754名に授与されました。

そのうち、消防関係では、自己の危難を顧みず人命救助に尽力された方々や、消防機器の研究開発及び製造販売業務や消防設備保守業務等に精励し、業界の発展に大きく寄与された方々及び永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し消防の発展に大きく寄与された消防団員、計102名が受章し、5月16日、東京消防庁スクワール麹町において伝達式を開催しました。

なお、褒章別の受章者数は次のとおりです。

平成29年春褒章	
紅綬褒章	3名
黄綬褒章	7名
藍綬褒章	92名
合計	102名

それぞれの伝達式では、伝達者（高市総務大臣(危険業務従事者叙勲伝達式（1回目）及び春の叙勲伝達式）、島田総務大臣政務官(春の褒章伝達式)又は青木消防庁長官(危険業務従事者叙勲伝達式（2回目））から受章者代表へ勲記及び勲章（章記及び褒章）が手渡されました。

受章者代表からは、「地域の安全確保のため更に尽力します。」と誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

また、式典後、受章者は皇居において天皇陛下（5月15日、16日は皇太子殿下）に拝謁しました。



青木長官から受章者代表への勲記・勲章伝達
(危険業務従事者叙勲伝達式（2回目）)



高市大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達（春の叙勲伝達式）



受章者代表謝辞を受ける島田政務官（春の褒章伝達式）

問い合わせ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521

第1回予防業務優良事例表彰式の開催

予防課

1. 予防業務優良事例表彰の概要

予防業務優良事例表彰は、各消防本部の予防業務（危険物に関する業務を含む。）の取組のうち他団体の模範となるものについて、当該消防本部を表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、初めて実施されるものです。

平成28年11月1日（火）から翌1月13日（金）にかけて、平成28年1月1日から同12月31日までにを行った取組事例について募集を行った結果、82団体から応募がありました。

平成29年3月24日に「予防業務優良事例表彰選考委員会（委員長：小林恭一 東京理科大学総合研究員教授）を開催し、選考の結果を踏まえ、受賞団体が決定いたしました。

2. 受賞団体の紹介

第1回予防業務優良事例表彰における受賞団体は以下のとおりです（50音順により記載）。

<消防庁長官賞>

川崎市消防局、札幌市消防局、松山市消防局、横浜市消防局（計4団体）

<入賞>

熱海市消防本部、京都市消防局、湖南広域消防局、堺市消防局、佐賀広域消防局、高崎市等広域消防局、千葉市消防局、豊田市消防本部（計8団体）

3. 表彰式の開催



表彰式の様子

平成29年5月24日に、愛知県名古屋市のウェスティン名古屋キャッスルにおいて、「第1回予防業務優良事例表彰式」を開催いたしました。

表彰式では、受賞団体に対して表彰状の授与を行い、消防庁長官賞受賞団体からは、それぞれの取組事例について、事例紹介が行われました。



事例紹介の様子

また、表彰式当日、受賞団体の取組事例を冊子としてまとめた取組事例集を配布し、事例紹介の際に来場者に御覧いただくとともに、受賞団体以外の消防本部が地元を持ち帰り、各々の業務改善に役立てる形を目指しました。

なお、取組事例集は、後日消防庁ホームページにおいて公表しております。

<URL>http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html



受賞団体の記念撮影

問合わせ先

消防庁予防課 山中補佐、谷口
TEL: 03-5253-7523（直通）

緊急消防援助隊情報

首都直下地震における緊急消防援助隊 アクションプランの見直し

広域応援室

1 見直しの趣旨・目的

緊急消防援助隊として必要な部隊や装備について総務大臣が定める、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）第4章4に基づき、南海トラフ地震、首都直下地震等の著しい地震災害が想定される大規模地震については、消防庁長官が、当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行うこととしています。

今般、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日 中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）が策定されたことを踏まえ、全国規模の緊急消防援助隊の運用が迅速かつ的確に行えるよう、「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等」（平成15年12月）を全面的に見直すとともに、名称を「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）に変更しました。

なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、緊急消防援助隊の運用に関する要綱により運用されることとなります。

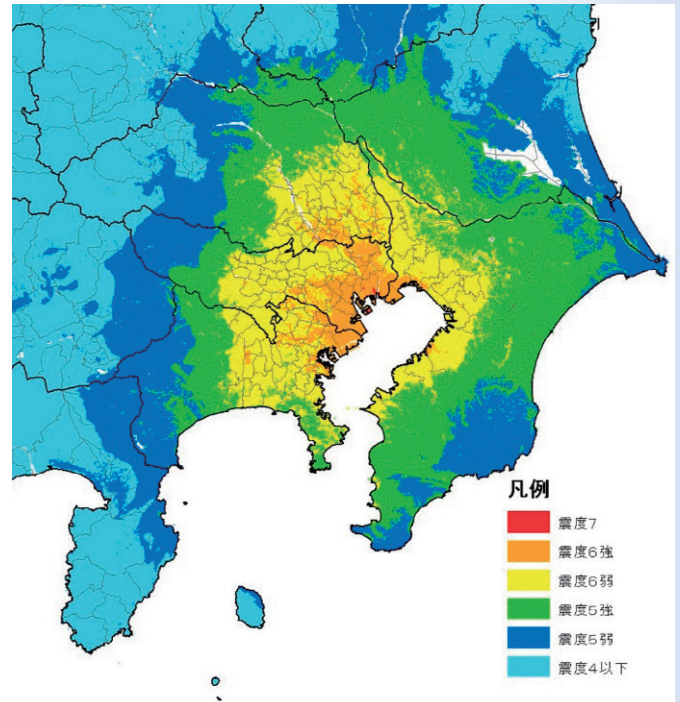
2 概要

(1) 想定する地震等

- ア 想定する地震：都心南部直下地震
- イ モーメントマグニチュード：7.3

(2) 適用基準

- ア 本アクションプランは、東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合に適用することとしています。
- イ 上記アの条件を満たす地震が発生した場合の他、首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合に適用することとしています。



震度分布（都心南部直下地震）

(3) 運用方針

ア 隊の一斉投入

従前のアクションプランは、被害状況に応じて緊急消防援助隊を順次投入としていましたが、本アクションプランにおいては、首都直下地震発生後、主として応援を受けると想定される都道府県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）（以下「受援都道府県」という。）以外から応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に投入し、迅速な対応を図ることとしています。

特に、被害が想定されない都道府県に対しては、本アクションプランの適用と同時に統合機動部隊及び指揮支援部隊長の出動の指示を行い、初動時の迅速性を確保します。

イ 指揮支援部隊の出動

指揮支援隊は、受援都道府県以外の出動可能な全ての隊が出動し、災害に関する情報を収集するとともに、知事や市町村長による緊急消防援助隊



に係る指揮が円滑に行われるよう支援活動等を実施します。

ウ 都道府県大隊の出勤

都道府県大隊は、受援都道府県以外の出勤可能な全ての隊が出動します。なお、原則として、統合機動部隊が先遣出動し、情報収集や緊急の消防活動を実施します。

また、水源が十分に確保できない状況下でも消火活動が最大限行えることを重視するとともに、倒壊家屋からの救助活動等にも対応できるように隊を編成します。

エ 航空小隊の出勤

航空小隊は、非被災地域の消防力を維持するために残留する6隊以外の出勤可能な全ての隊が出動し、情報収集、消火・救助・救急活動等を実施します。特に、首都直下地震において想定される火災に効果的に対応できるよう、消火活動を担う航空小隊を1編成5機とし、あらかじめ指定しています。



空中消火訓練（浜松市消防局提供）

オ 進出拠点

応援都道府県の統合機動部隊及び都道府県大隊が、進出する際の進出目標として進出拠点を定め、都心部において深刻な道路交通麻痺が発生する場合に備え、柔軟に進路変更が可能な拠点とし、応援都道府県ごとに1か所ずつあらかじめ指定しています。

カ 多様な進出手段

空路や海路について多様な進出手段をあらかじめ想定し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処できるよう計画しています。

(ア) 陸路

具体計画で定められている緊急輸送ルートを用いて、被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な進出拠点へ進出することとしています。

(イ) 空路

遠方からの迅速な進出のため、民間航空機や自衛隊輸送機を活用することとし、候補ルートを計画しています。

(ウ) 海路

北海道大隊、沖縄県大隊の進出のため、民間フェリーを活用することとし、候補ルートを計画しています。



自衛隊輸送機による部隊の進出訓練
（平成28年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練：
福岡市消防局提供）

3 おわりに

消防庁では、今後、本アクションプランが的確に実行できるよう訓練や研修を実施するとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の充実・強化に努めて参ります。

なお、本アクションプランの詳細につきましては、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）に掲載していますのでご参照ください。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 防災課広域応援室
TEL: 03-5253-7527（直通）

先進事例 紹介

消防団マイスター制度について

愛知県 名古屋市消防局

1 はじめに

明治22年に市制が施行された名古屋市は、面積約326km²、人口約230万人の中部圏における最大の政令指定都市で、現在、16の行政区で構成されています。伊勢湾の湾奥部、さらに木曾三川を流域に持つ広大な濃尾平野の河口に位置し、日本のほぼ中央にあることで東西の結節点となっています。

市内では平成39年度の開業を目指すリニア中央新幹線の工事も始まっており、将来、所要時間約40分で東京と結ばれば人・モノ・情報の活発な交流により巨大都市圏が誕生することが期待されるなど、新旧の魅力あふれるまちづくりが進められています。

2 本市消防団の概要

昭和23年10月1日の「名古屋市消防団条例」公布当初から、本市の消防団は全国的にも珍しい多団制を導入しており、各小学校の通学区域ごとに消防団を設置しています。現在は、266の基本消防団を設置しており、平成29年4月1日現在、5,672名（定員6,820名）の消防団員が在籍しています。

平成10年からは女性消防団員の登用も開始し、当初は52名でスタートした後は増加の一途をたどり、現在は400名の方々が活躍しています。



機能別消防団（マイスター消防団、大学生消防団）発足式
～平成28年4月1日～

また、平成28年度には基本消防団を補完する機能別消防団として、名古屋市マイスター消防団並びに現役の大生で構成する名古屋市大学生消防団を発足したところです。

なお、本市消防団には区内消防団相互の連絡協力を目的として、区消防団連合会が行政区ごとに設置されています。

3 消防団マイスター制度の導入

消防団マイスター制度は、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されるなか、中川区消防団連合会が消防団の活性化策に係る独自の取り組みとして平成21年度に立ち上げたものです。

その後、平成25年の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受け、本市では平成26・27年度に「名古屋市消防団のあり方検討会」を設置し、消防団の処遇改善や活性化対策について検討を重ね、その結果、当該制度を全市的に展開すべきとの答申が出されました。

これにより平成27年度から全消防団にマイスター制度の導入を決定し、基本消防団員の中から「可搬式ポンプ」、「救急」及び「自主防」の3種類のマイスターを養成することとして、以下のカリキュラムにて教養を始めたところです。

区 分	教養項目（カリキュラム）
可搬式ポンプマイスター教養	講 話 諸元・性能・メンテナンス ポンプ運用（基本、応用）
救急マイスター教養 ※応急手当普及員講習修了者を対象	講 話 救命応急手当指導要領 AED取扱い方法・指導法
自主防マイスター教養	講 話 組 織 制 度 指 導 要 領

当面は、各消防団にマイスター消防団員を種類ごとに1名ずつを配置することを目指して養成を進めています。

教養は、専門的な知識の習得のみならず所属団員や地域住民への指導方法にも重点を置き、講師においては可搬式ポンプのメーカー担当者や応急手当研修センターの職員のほか、地元ラジオ局の現役アナウンサーによる「話し方講座」など多岐にわたっています。



可搬式ポンプマイスター教養



アナウンサーによる話し方講座

なお、各教養の修了者はマイスター章を着用することとし、当該団員の士気の向上を図っています。活動服に輝くマイスター章は団員間のみならず市民からも注目されており、マイスター消防団員として自信と誇りを持って活躍していただいています。



マイスター章 赤：可搬式ポンプ 白：救急 青：自主防

4 マイスター消防団の発足

平成28年度にはマイスター教養を修了した消防団員のみで構成されるマイスター消防団を本市の機能別消防団として発足させました。

現在、マイスター消防団員は所属消防団における団員教養や各消防団の管轄区域での住民への防災指導において中心的な立場で活動していますが、マイスター消防団を新たに発足させたことで、複数のマイスター消防団員が連携して活動する体制が構築され、訓練の形態に合わせた柔軟な対応が可能となりました。

今後はマイスター消防団の活動の充実強化に努めることで、消防団を中心とした地域防災活動のさらなる活性化を図っていきます。



可搬式ポンプマイスター団員の指導によるポンプ運用訓練



救急マイスター団員による市民指導要領の指導

沖縄県消防指令センター整備の経緯と概要

沖縄県 沖縄県消防指令センター

1 沖縄県消防指令センターの概要

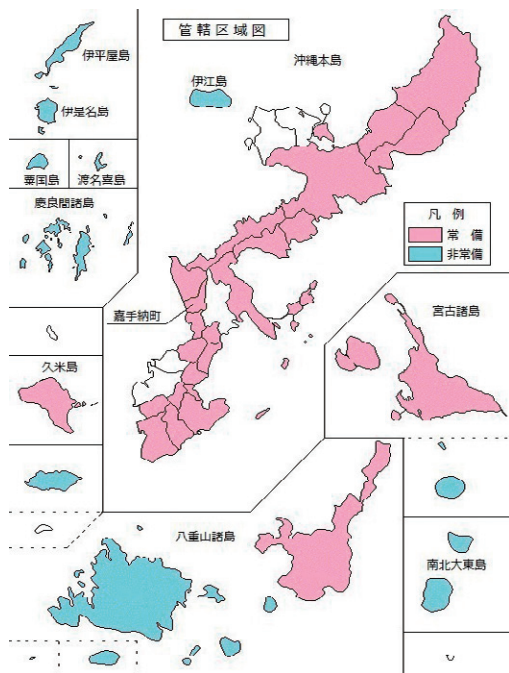
沖縄県消防指令センターは、沖縄本島内の11消防本部及び離島の3消防本部と12の非常備消防町村の26団体により、沖縄本島中部の嘉手納町に所在する比謝川行政事務組合ニライ消防本部の一部を増改築し、平成28年4月1日から本格運用を開始している施設です。

本県は、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に、大小49の有人島が点在する島しょ県であり、消防本部と離島非常備消防町村が共同で整備し、119番通報の受付を一元化した事業の特殊性は全国に類例のない消防指令センターです。

管轄する面積は2,081.59km²、人口は83万7,553人で、県全体に占める面積比率は74.04%、人口比率は58.42%となります。

平成28年中の受信件数は6万5,081件で、内訳は火災493件、救急4万503件、救助173件、警戒、その他1万8,670件、非災害5,242件となっています。

職員は、14消防本部から管轄人口数に応じて案分し派遣した人数により、日勤者5人、指令員24人（1班6人×4部制）の29人を配置し職務に当たっています。



2 本格運用までの経緯

平成23年7月に全県41市町村長の同意を得て、消防指令センターと消防救急デジタル無線の共同整備を目的として「沖縄県消防通信指令施設運営協議会」を設立しましたが、指令センターについては5市町村が協議会から離脱し、最終的には現在の構成である36市町村26団体での整備となりました。

平成25年11月に比謝川行政事務組合が指令センター整備の実施主体となることが決定したことにより、平成26年6月から事業が本格的にスタート、同年11月には公募によって「沖縄県消防指令センター」の名称が決定しました。

協議会事務局職員のほとんどが運用開始後の指令員として勤務することになりましたが、14消防本部中、10本部は簡易型での運用だったため、高機能指令センター機器の取扱経験が皆無の状況下で、事務局での各種事務調整など運用開始に向けての準備作業や、これまで119番通報の文化が無かった離島非常備消防町村での住民説明会開催などの事務と平行しながら、通信指令機器取扱いの講習や研修を重ねることとなりました。

平成27年10月から、高機能指令センターを整備していた本島内3消防本部の協力により、通信指令業務に従事する職員12名をサポート要員として派遣していただき、センター指令員24名と合わせて36名体制で一部運用を開始、平成28年4月1日から現人員での本格運用を開始するに至りました。



高機能指令センターⅢ型（通常モード）

3 共同整備の効果

① 費用の低廉化と現場体制の強化

通信指令員数が共同整備前の約3分の1の人数で運用できたことから、残りの人員を現場要員として再配置できるなど、共同整備に伴う大幅な費用の低廉化と合わせて現場体制の強化にも繋がりました。

② 応援体制

共同運用前は、隣接する消防本部への応援出動要請時に当該消防本部の活動状況が把握できていなかったため、災害対応中の場合は応援出動が不可能などの不具合が生ずる場合もありましたが、現在は指令センターで各消防本部の消防車両201台を一括管理しているため出動可能な隊の把握が容易になり、現場指揮者等から要請がある場合は速やかな対応が可能となりました。

③ 非常備消防町村への対応

覚知要請キーワードに合致する場合は、ドクターヘリ等の要請を指令センターから直接行うことにより、現場対応の迅速化を図ったと共に口頭指導についても住民からの通報時よりも、災害現場に到着した消防団員が指令員に対処方法の指導を求める場合も、119番通報を用いて行うことを可能としました。



ドクターヘリ急患搬送訓練

4 多言語による通報への対応

観光を主産業とする沖縄県において、平成28年の入域観光客数は外国人観光客の著しい増加もあり、過去最多の861万3,100人となっています。

増加する外国人観光客からの119番通報と合わせて、在沖米軍の軍人軍属等に関する通報があるのも本県の特徴です。

外国人からの通報に係る通訳業務は、一部運用開始時

は全ての事案を米海兵隊の憲兵隊911緊急指令室及び嘉手納空軍消防指令センターの協力を得て両施設に依頼していましたが、本格運用開始後は観光客等からの通報は民間の通訳業者へ委託し、傷病者が軍人軍属の場合は米軍の両施設に依頼している関係から、相互の施設において指令員研修を実施するなど信頼関係構築の為の交流を深めています。



米軍通訳業務協力関係者への感謝状贈呈

5 おわりに

運用開始当初は地理や各地域独自の方言に不慣れな状況から、指令員に不安や戸惑いの声もありましたが、事例検証会や研修を重ねながら1年が経過した中で、本年3月にはCPA事案において指令員の口頭指導が通報者から評価をいただき、参画団体の消防本部から感謝状の贈呈を受けたことは大きな励みになりました。

今後とも日々の研さんを怠ることなく、当指令センターのキャッチフレーズでもある「住む人、訪れる人の安心・安全のために」を遂行するため、職員一丸となって職務にまい進してまいります。



わたしじつは消防吏員



「生涯現役」

神奈川県
横浜市消防局磯子消防署
古林 裕之

仕事

平成5年入局、16年間救助隊員として特別救助隊、特別高度救助部隊の経験や、全国消防救助技術大会への出場など、不撓不屈の精神で救助に携わり、現在は警防係長として指揮隊の戦術担当に従事しています。



執務中の風景



トレーニング風景

過酷なトレーニングの成果

ふとしたきっかけから中学・高校の部活動で行っていた陸上競技を再開し、マスターズ陸上競技の五種競技（幅跳び、やり投げ、200m走、円盤投げ、1500m走）への出場を目標として過酷な練習を再開しました。

学生時代には全国大会への出場すらできませんでしたが、徐々に「日本一」への思いが芽生え始め、過酷なトレーニングを重ねた末に平成26年、28年度の全日本マスターズ混成陸上競技選手権大会で念願の「日本一」を獲ることができました。

指導

現在は、自らが競技に出場する傍らで総勢50人の中学校陸上部の外部コーチとしても携わり、地元の若者の心と体の育成にも寄与しています。

このような経験則から「年齢を言い訳にしない」・「努力は裏切らない」の信念を胸に、仕事も非番も「生涯現役」にこだわりたいと思いながら今日も精進しています。



中学校陸上部（長距離ブロックの生徒）



マスターズ大会表彰後（平成28年）



わたしじつは消防吏員



消防団と消防局をつないで 大きな力に。

大分県
大分市消防局
大野 ひかる

安全・安心を身近に実感できる まちづくりを進めます。

私は総務課の消防団担当班で勤務しています。消防団の担当となり、地域に密着し、市民の安全と安心を守るという消防団の大切さを改めて実感しています。消防局と消防団が手を取り合い、大分市を災害に強いまちにしたいという思いで業務に励んでいます。



消防団員さんとの会話は自然と笑顔になります



消防職員を身近に感じてもらうことが大事です

人と人のつながりをサポートすることが 重要です。

私たちが特に力を入れているのは消防団員の入団促進です。広報や窓口対応の際は、消防団に関する情報をできるだけ多く、分かりやすく、たくさんの市民の方に知っていただけるよう心掛けています。

世界で戦う消防士

私は小学校1年生から空手をしています。入局後は仕事と空手の両立を目指し、多くの方々の御理解のもと、空手に取り組んでいます。昨年は、世界空手道選手権大会の女子団体形の種目で優勝することができました。仕事の合間に稽古やトレーニングを積み重ね、国内外の遠征や試合に出場しています。空手道は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で正式種目に採用されました。目標は同大会に出場し金メダルを取ることです。働きながらこのような素敵な夢を目指せる職場に感謝して、仕事も空手の結果でも恩返しができるよう、頑張っています。



世界を見つめる眼差し

札幌市消防ヘリコプター運航記念式を開催！

札幌市消防局

平成29年4月21日（金）、消防ヘリコプターの更新に伴って運航記念式を開催しました。式典では、秋元市長や大島消防局長、来賓によるテープカットが行われたほか、新しいヘリコプターによる訓練も行われました。

新しいヘリコプター（レオナルド式AW139型）は、従来の機体と比べて航続距離や航続時間などの性能が大幅に向上します。秋元市長は、「市内での災害対応能力の向上はもとより、北海道内外の各自治体との広域応援体制の更なる連携強化にも繋がる」と式辞を述べました。



東北支部消防職員意見発表会にて入賞

郡山地方広域消防組合

平成29年4月26日（水）、新潟市にて「第40回全国消防長会東北支部消防職員意見発表会」が開催され、東北各県などの代表職員の中から当組合の武藤恭平消防士が入賞しました。

武藤消防士は、2月に行われた福島県大会で最優秀賞を受賞し、福島県代表としてこの大会に出場。「いざという時のシンボルマーク」と題し、立入検査での経験から、事業所での素早い災害対応や防火・防災意識の向上のためのピクトグラムを活用を提案しました。

今回の経験を業務に生かし、これからも住民の皆さんの安全・安心のために活動していきます。



意見発表する武藤恭平消防士

消防通信 望楼 ぼうろう

楽しく防災を学ぶレスキューチャレンジレース

小松市消防本部

小松市消防本部では、子どもたちへの防災教育の一環として、運動会の障害物競技に防災の要素を取り入れた「レスキューチャレンジレース」を市内の小学校で実施しています。内容は消防職員が考案し、消火器・ネットくぐり・土嚢運びなどにチャレンジするというもので、レースを通して災害時の心得や道具の使い方を楽しく学ぶことができます。

消防本部と小学校が連携し、準備・開催をすることで、防災意識の向上、地域のつながりも期待できます。

開催した学校では、児童や保護者からも好評でした。これからも市内全校に普及させていきたいと考えております。



高齢者擬似体験研修を実施しました

湖南広域消防局

平成29年3月16日（木）、3月21日（火）に高齢者擬似体験研修を実施しました。

この研修については、高齢者の身体状況を擬似体験することによって、老化及びこれに伴う心理的な影響を知り、高齢者に対する接遇能力の向上を図ることを目的として平成26年度から実施しており、今回で3回目の開催となります。

研修では、重り、耳栓及び白内障用ゴーグル等の器具を装着し、高齢者の視点に立ち、文字の読み書きや階段の昇降等を体験しました。

高齢者の身体状況を擬似体験することにより、今まで以上に高齢者に対する環境改善や接遇態度に気付く部分があり、今後の日常業務及び災害活動に活かす有意義な内容となりました。



擬似体験

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

平成29年度 講師派遣について

消防大学校では、都道府県の消防学校等における教育訓練の充実のため、技術的援助として、消防学校等からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

平成29年度も多くの派遣要望が寄せられました。これに積極的に対応することとし、下表のように、42校123件（481時間）の講師派遣を決定しました。

なお、消防学校等での女性活躍推進のための取組（女性活躍推進に係る講義の実施や女性消防吏員のキャリアアップに関する先駆的な教育訓練に取り組みたい場合

等）を行うため、消防大学校の教官等の派遣を必要とされる場合は、追加で講師を派遣します。消防大学校教務部まで御相談ください。

また、各消防学校に消防大学校の修了者リストを提供していますので、修了者を講師等とするなど、修了者と積極的に連携いただくようお願いします。

今後とも引き続き、消防を取り巻く環境変化を踏まえながら、広い視野や専門的・高度な知識・技術を持ち、指導力・統率力に優れた人材の育成に取り組んでいきます。

●平成29年度 講師派遣の予定

区分	講義内容	件数	時間数	
総合教育	上級幹部科	危機管理、業務管理、管理職の役割、人事管理など	8	30
	中級幹部科	現場指揮、消防時事、消防財政、安全管理、人事業務など	14	53
	初級幹部科	現場指揮、安全管理、消防時事、人事業務管理など	5	17
専科教育	警防科	消防戦術と安全管理、警防行政の現状と課題など	11	42
	特殊災害科	特殊災害の概論、特殊災害の消防活動要領・安全管理など	10	39
	予防査察科	違反処理、予防査察行政の現状と課題、査察など	15	59
	危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物規制など	6	24
	火災調査科	火災原因調査、原因調査関係法規、鑑識など	30	129
	救助科	災害救助対策、安全管理など	14	54
	救急科	救急業務総論、応急処置の総論など	4	14
その他	教育主幹科、災害現場指揮科、指揮隊教育など	6	20	
計		123	481	

問い合わせ先

消防大学校教務部 久富
TEL: 0422-46-1712



指揮隊長コース第17回、第18回の実施

消防大学校では、緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的に「緊急消防援助隊教育科指揮隊長コース」を設置しています。

本年度の指揮隊長コースでは11日間（教育時間60時間）にわたり、緊急消防援助隊の部隊運用・指揮要領、NBC災害、航空隊と地上部隊の連携等に関する講義のほか、校外研修及び図上訓練を実施し、第17回（4月17日～27日）の35名、第18回（5月8日～18日）の48名、計83名全員が修了しました。

本コースでは具体的に、最新の緊急消防援助隊の法制、計画、活動の多様な事例、部隊運用・指揮を学び、緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等として必要な指揮、安全管理能力の向上を図るとともに、大規模災害時の応援・受援体制の充実強化のため、高度な知識の修得に努めました。

また、昨年発生した「平成28年熊本地震」における実態を学ぶため被災地の熊本市消防局及び福岡県大隊指揮隊長として出動した福岡市消防局から講師を招へいし、緊急消防援助隊の実際の受援・応援活動について御講義いただき、災害対応能力と指揮能力の向上を図りま

した。

校外研修では、緊急消防援助隊のオペレーションを実施する消防庁危機管理センターを視察するとともに、消防庁幹部からの広域応援、国民保護に関する講義を受講、さらに千葉県市原市消防局のエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパーコマンドユニット）、東京消防庁江東航空センターの航空消防救助機動部隊（エア・ハイパーレスキュー）、海上保安庁横浜防災基地の視察を行い、緊急消防援助隊活動全般に係る見識を深めました。

研修を終えた学生からは、「消防大学校でなければ聴講することができない実災害での緊急消防援助隊の応援、受援活動を始めとする貴重な講義に加え、視察や図上訓練を通じて知識を修得することができた。」など、教育訓練全般及び学生相互の交流を含めて、今後の緊急消防援助隊の活動に有益であったと評価する意見が多く寄せられました。

指揮隊長コースで共に学び修了した学生が、消防大学校で得た知識・技術等の財産を糧に、大規模災害発生時の被災地における緊急消防援助隊の有効な活動と充実強化、そして国民の安心、安全の確立に向けて活躍されることを期待しています。



指揮シミュレーション訓練の様子



ドラゴンハイパーコマンドユニットの視察

問い合わせ先

消防大学校教務部 柏崎助教
TEL: 0422-46-1714



最近の報道発表 (平成29年4月24日～平成29年5月23日)

<総務課>

29.4.29	平成29年春の叙勲 (消防関係)	平成29年春の叙勲 (消防関係) 受章者は606名で、勲章別内訳は次のとおりです。 旭日小綬章 1名 瑞宝小綬章 19名 旭日双光章 3名 瑞宝双光章 110名 瑞宝単光章 473名
29.4.28	平成29年春の褒章 (消防関係)	平成29年春の褒章 (消防関係) 受章者は102名で、褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章 3名 黄綬褒章 7名 藍綬褒章 92名

<消防・救急課>

29.5.19	「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書」の公表	消防庁では、平成28年12月22日に糸魚川市において発生した大規模火災を受けて、「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」を開催した結果、今般、報告書が取りまとめられましたので公表します。
---------	--	---

<予防課>

29.5.11	第1回予防業務優良事例表彰の受賞団体の決定	消防庁では、各消防本部の予防業務 (危険物に関する業務も含む。) の取組のうち他団体の模範となる優れたものについて表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的とし、新たに予防業務優良事例表彰を創設したところです。 この度、平成28年1月1日 (金) から12月31日 (土) までの間に各消防本部で力を入れた取組として応募があったものについて、予防業務優良事例表彰選考委員会 (委員長: 小林恭一 東京理科大学教授) において審査を行った結果、「第1回予防業務優良事例表彰」の受賞団体を決定いたしました。なお、5月24日 (水) に表彰式を開催します。
---------	-----------------------	--

<危険物保安室>

29.5.2	平成29年度危険物保安功労者等表彰	危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することを目的に、危険物保安功労者、優良危険物関係事業所、危険物安全週間推進標語及び危険物事故防止対策論文の消防庁長官賞の表彰を行います。表彰の内訳は次のとおりです。 危険物保安功労者 (消防庁長官賞) 19名・2団体 優良危険物関係事業所 (消防庁長官賞) 24事業所 危険物安全週間推進標語 (消防庁長官賞) 1名 危険物事故防止対策論文 (消防庁長官賞) 1名
29.4.27	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令 (案) に対する意見公募	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令 (案) の内容について、平成29年4月28日から平成29年6月2日までの間、意見を公募します。

<国民保護室・国民保護運用室>

29.5.11	スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用	弾道ミサイル情報等の国民保護情報については、現在、Jアラートを通じて市町村の防災行政無線、登録制メール等により国民に伝達されるほか、消防庁から携帯大手事業者 (株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社) を経由するエリアメール・緊急速報メールにより携帯電話・スマートフォンに配信されています。携帯電話・スマートフォンのほとんどが、エリアメール・緊急速報メールを受信できますが、一部には受信できないものがあります。 消防庁では、お持ちの携帯電話・スマートフォンが受信できるかどうかの確認手順と、受信できない (又は受信できるか分からない) 場合の対策をまとめました。 この内容について、ホームページやツイッターで国民の皆様に向けて周知するとともに、通知を發出し、都道府県及び市町村に広報の協力を要請しました。
---------	--------------------------------	--



最近の通知 (平成29年4月24日～平成29年5月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第117号	平成29年5月19日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会の検討結果について
消防危第104号	平成29年5月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防予第158号	平成29年5月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「平成29年度住宅防火・防災推進シンポジウム」の開催について
事務連絡	平成29年5月16日	各都道府県消防防災主管部	消防庁救急企画室	エボラ出血熱の国内発生を想定した消防機関における基本的な対応の再周知等について（依頼）
消防危第99号	平成29年5月11日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における保安確保の徹底について
消防救第65号	平成29年5月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度の創設について（通知）
消防消第110号	平成29年5月10日	都道府県消防防災主管部局長	消防庁消防・救急課長	警防活動時等における消防職員の安全管理の再徹底について
消防特第104号 消防広第157号	平成29年5月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長 消防庁広域応援室長	林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について（通知）
消防消第103号	平成29年4月27日	都道府県消防防災主管部局長	消防庁消防・救急課長	警防活動時等における消防職員の安全管理の再徹底について

広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間 ②津波による被害の防止 ③全国防災・危機管理トップセミナー	危険物保安室 防災課 国民保護室	①台風に対する備え ②住民自らによる災害への備え ③石油コンビナート災害の防止 ④火遊び・花火による火災の防止 ⑤熱中症の予防	防災課 地域防災室 特殊災害室 予防課 救急企画室



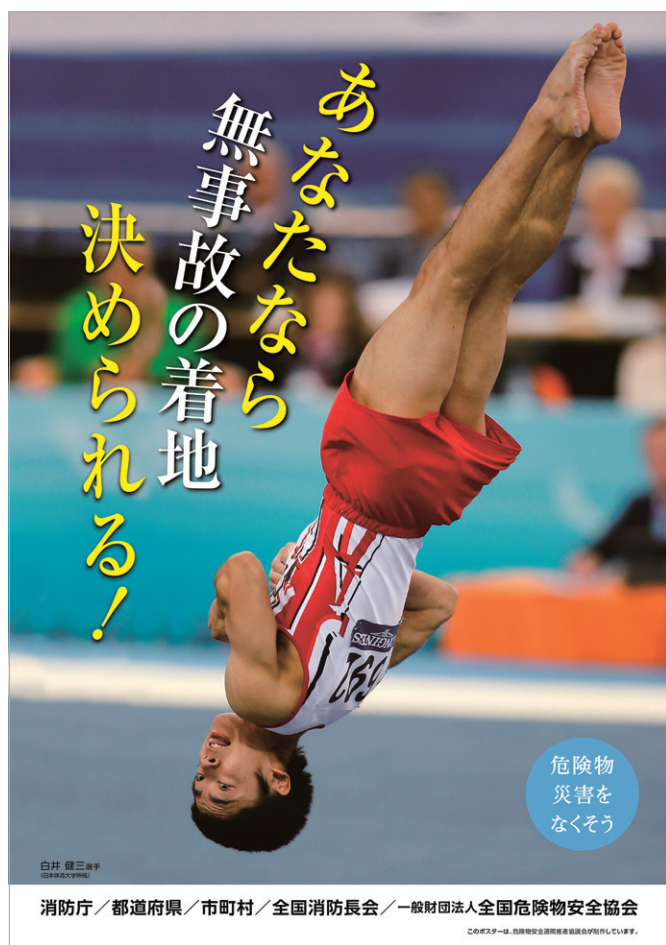
6月4日～10日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（平成29年度は6月4日（日）から6月10日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、地方公共団体、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会との共催により、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

今年度は「あなたなら 無事故の着地 決められる！」を危険物安全週間推進標語として、同週間中には、全国各地で各種行事が実施されます。

平成29年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 白井 健三さん（体操）

実施事項

1 危険物施設における保安体制の整備促進

立入検査、消防関係行政機関と連携した消防訓練、危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていきます。

2 危険物に関する知識の啓発普及

広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識の啓発及び危険物の取扱いに関する知識を周知します。また、有識者等による講演会、研修会等を開催し、より一層の危険物に関する知識の啓発普及を図ります。

3 危険物保安功労者の表彰

危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰、感謝状の贈呈等を行います。

（消防庁実施行事）

平成29年度危険物安全大会において危険物保安功労者等消防庁長官表彰式を行うほか、記念講演会を実施します。また、危険物施設安全推進講演会を東京、大阪の2会場で開催し、基調講演、災害防止に向けての取組及び事故事例発表を行います。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524



地震に対する日常の備え

防災課

地震が発生した時、被害を最小限に抑えるには、一人ひとりが冷静かつ適切に行動することが重要です。

そのためには、皆さんが地震について関心を持ち、日頃から地震に備え、自分の身の安全確保や非常持出品などについて、家庭で取組を進めていくことが大切です。

1. 家庭での防災会議

地震の時には、まず自分の身の安全確保を第一に考え、また家族が慌てず落ち着いて行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわからないことから、時間帯によって誰が在宅しているかなど、家族構成も考慮しながら様々なケースを想定し、次のようなことを話し合っておきましょう。

- ・住宅の耐震化や家具の転倒防止対策は十分か
- ・家の中でどこが一番安全か
- ・非常持出袋はどこに置いてあるか

- ・避難場所、避難路はどこか

- 海岸で強い揺れや弱くても長い揺れに襲われたら、すぐに安全な高台に避難するなど津波避難についても話し合っておきましょう。

- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。

- 役場が発行している防災ハザードマップなどを参考に地域の危険な場所を把握しておきましょう。



2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれで被災した時のことを考えて、お互いの安否の確認手段を考えておきましょう。

- 家族が離ればなれで被災した場合、自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。

- 被災地では、連絡手段が限られています。公衆電話等から利用できるNTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などの使い方を家族みんなで見えておきましょう。



3. 備蓄品・非常持出品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。数日間生活できるだけの水や食料品などの『備蓄品』を備えておきましょう。

地震の被害によっては、避難を余儀なくされることもあります。避難する時に持ち出す『非常持出品』を常備しておきましょう。

- 目安として最低3日間、推奨1週間程度の飲料水や食料品を備蓄しましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものは異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しましょう。
- 備蓄品は、家族、地域の状況や賞味期限などと照らし合わせて定期的にチェックし、必要に応じて入れ替えましょう。
- 非常持出品として、携帯用飲料水、食料品、救急箱、携帯ラジオなど避難生活に必要なものを準備しておきましょう。
- 非常持出品は、玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。リュックサックなどに入れておけば、持ち出したときに両手が使えて便利です。

4. 防災活動への参加

地震に備え、防災訓練などの地域の防災活動に積極的に参加しましょう。

- 地震発生時に、初期消火や救出救助活動を行うには、日頃からの訓練が欠かせません。家族全員で防災訓練に参加しましょう。
- 市町村によっては、災害などが発生した場合を想定し、参加者が被害状況や対応策について地図に書き込みイメージする「災害図上訓練」が行われているところもありますので、市町村役場などで確認しましょう。
- 地域の防災活動に参加し、日頃から災害時における正しい知識と心構えを身につけ、普段から地域との繋がりがりや協力し合う体制を築いておきましょう。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係
TEL: 03-5253-7525



全国防災・危機管理トップセミナーの開催のお知らせ

国民保護室

甚大な被害をもたらした昨年の熊本地震を始め、平成26年度の広島市土砂災害、平成27年度の口永良部島の噴火や平成28年度の台風等、近年は全国各地で大規模な災害の発生が相次いでいます。また、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等、大規模地震の発生が危惧されています。

このような災害等の危機事態において、市町村が初動対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要です。

このため、消防庁では、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、具体的な災害・危機管理の事態において、市町村長がリーダーシップを発揮し、的確な対応を行うことができるよう、平成26年度から、防災・危機管理トップセミナーを開催しております。

本年度も6月7日の全国市長会の会議終了後に全国都市会館で市長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催いたします。

<昨年度の様子>



※詳細は近日中に消防庁のホームページで公表いたします。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室
TEL: 03-5253-7550

あなたなら
無事故の着地
決められる!

危険物
災害を
なくそう

白井 健三選手
(日本体育大学所属)

消防庁/都道府県/市町村/全国消防長会/一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進協議会が制作しています。